

一般財団法人地球防衛群 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人地球防衛群と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県津山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地球環境を保全することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地球環境の現状及び課題に関する調査・研究及びその成果の公表並びに普及啓発事業
2. 地球環境保全に係る教育・研修及び情報提供を通じた国民の環境意識向上のための事業
3. 地域社会における環境改善活動への支援及び市民参加型環境保全プロジェクトの企画及び運営
4. 環境保全・持続可能な社会形成に資するデジタルコンテンツの制作及び配信並びにコミュニティ形成支援事業
5. 環境保全及び地域環境への影響に関する調査、研究、情報収集及び情報提供に関する事業
6. 環境問題に関する相談対応及び関係専門家との連携による支援に関する事業
7. 水源地・山林の土地取得、管理及び保全に関する事業
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその

価額は、次のとおりである。

住 所 岡山県津山市小田中 1 4 0 3 番地

設立者 杉山孔太

拠出財産及びその価額 現金 金 3 0 0 万円

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 8 条 当法人に、評議員 3 名を置く。

(選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 1 0 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 1 1 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 4 章 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

（開催）

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（議長）

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

（決議）

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

（役員）

第17条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 7名
2. 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

（選任等）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第6章 理事会

(権限)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第30条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(解散)

第31条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当
法と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与す
るものとする。

第8章 附 則

(設立時の評議員)

第33条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

岡山県苫田郡鏡野町羽出685番地9

設立時評議員 杉山公紀

岡山県津山市小田中1403番地

設立時評議員 杉山麻依子

愛知県江南市田代町南出61番地

設立時評議員 瀬戸山裕一

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 杉山孔太

設立時理事 小野 誠

設立時理事 東川恵里子

設立時理事 遠藤さよ

設立時理事 森川保幸

設立時理事 西尾直哉

設立時理事 藤原 治

岡山県津山市小田中1403番地

設立時代表理事 杉山孔太

設立時監事 玉置美和

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年7月31日までとする。

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人地球防衛群設立のため、設立者杉山孔太の定款作成代理人である行政書士 田代進は、この定款を作成し、電子署名する。

令和8年4月1日

設立者 杉山孔太

定款作成代理人 福岡市中央区大手門二丁目1番16号
行政書士 田代 進